16 スマート シティ 緑と水

1　緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

（提案要求先　総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・都市整備局）

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止、都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（ＯＥＣＭ）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めている。加えて、令和６年５月に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の一部を改正し、特別緑地保全地区に関し自治体が行う土地買入れの円滑化や緑地機能の維持増進のための措置を講じたところであるが、自治体においては、その財政規模や国による予算配分の状況で取得できる緑地には限りがあり、更なる対策が求められる。

都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。

また、平成 27 年１月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

＜具体的要求内容＞

（１）市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。

（２）下記の緑地については、土地所有者の理解と協力とを得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の 1,500 万円（特別緑地保全地区は 2,000 万円）から引き上げること。

①　都立自然公園特別地域
②　都自然環境保全地域特別地区
③　都独自の保全緑地
④　特別緑地保全地区（都市緑地法）

（３）都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、以下の措置を講じること。

①　市民緑地契約制度については、契約期間 20 年未満であっても税の優遇措

置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。

② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税に係る特例措置の適用期限を延長又は恒久化するとともに、特例措置に伴う十分な財政支援を行うこと。

③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の８割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。

（４）都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力とが不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

（５）都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

① 都独自の保全緑地
② 区市町村独自の保全緑地
③ 都自然環境保全地域特別地区
④ 都立自然公園特別地域
⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
⑦ 区市町村指定の保存樹林

（６）市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

２　公園整備事業等の推進

１　公園整備事業等の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

＜現状・課題＞

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の増加を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。

（２）公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を３分の１から２分の１に引き上げること。

（３）増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参　　考

（１）公園整備事業の推進

【都の公園整備の計画と実績】

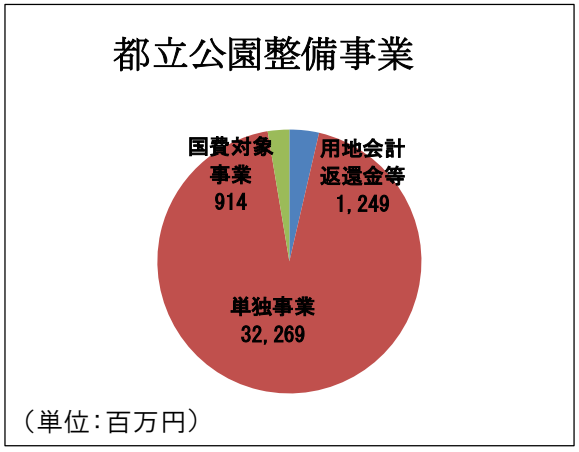
区　分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和７年４月現在）	公園整備済面積 （令和７年４月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3,969	2,079
	その他公園	7,510	4,045
都市公園以外の公園		－	2,135
計		11,479	8,259
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.9 ㎡／人		8.1（㎡／人）	5.8（㎡／人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和２年７月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和８年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース

都立公園整備事業
全体計　34,432 百万円



都立公園整備事業全体（34,432 百万円）に占める国費対象事業費の割合は**約 2.6%**（914 百万円）

○　このうち、**交付金は 323 百万円**

○　国費率は施設１／２、用地１／３

（２）特別緑地保全地区の指定状況

（令和７年４月１日現在）

区　域	箇　所　数	面　　積
	箇 所	ha
23 区	20	87.07
多摩・島しょ	35	235.36
東京都全体	55	322.43

（３） 用地取得費に対する現在の国費率

区　分		国費率	根拠法令
公園整備		１／３	都市公園法施行令第 31 条
参考	道路・街路整備	１／２	道路法第 56 条
	河川整備	１／２	河川法第 60 条第２項

※　１／２とすることを要求

２　防災公園の整備

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

＜現状・課題＞

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

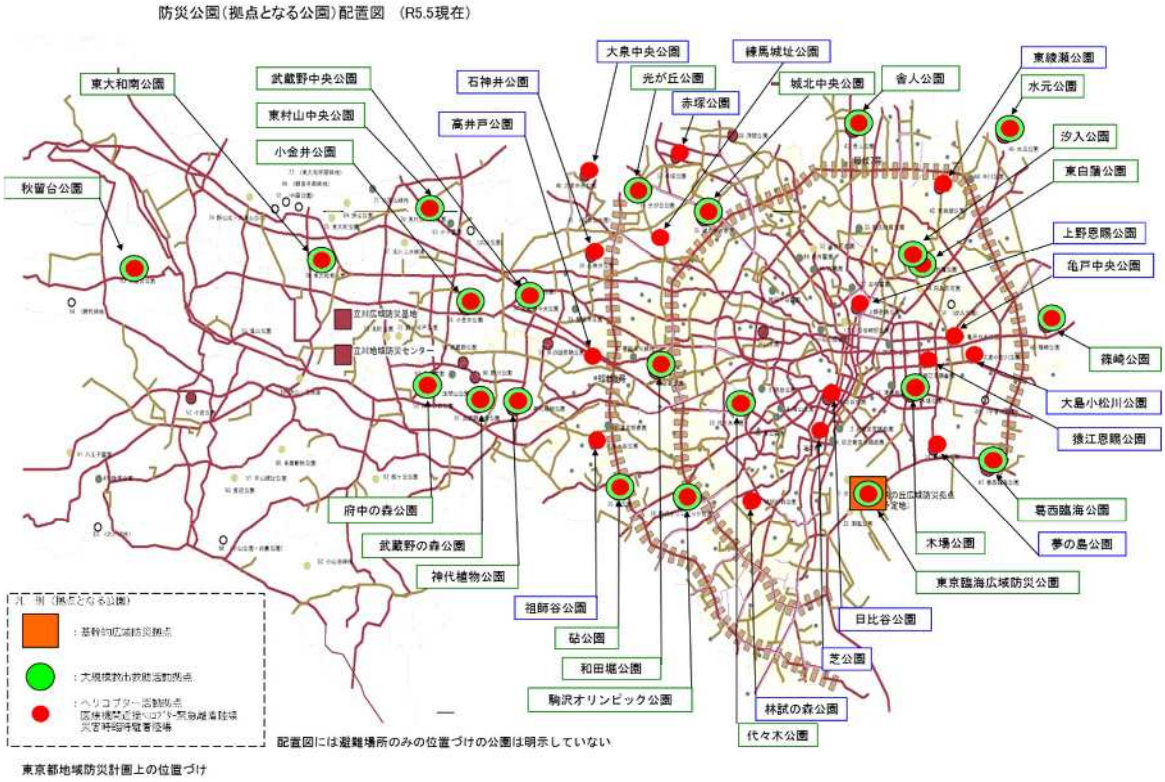
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約５割に過ぎず、2029 年度までに約 103ha で事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

＜具体的要求内容＞

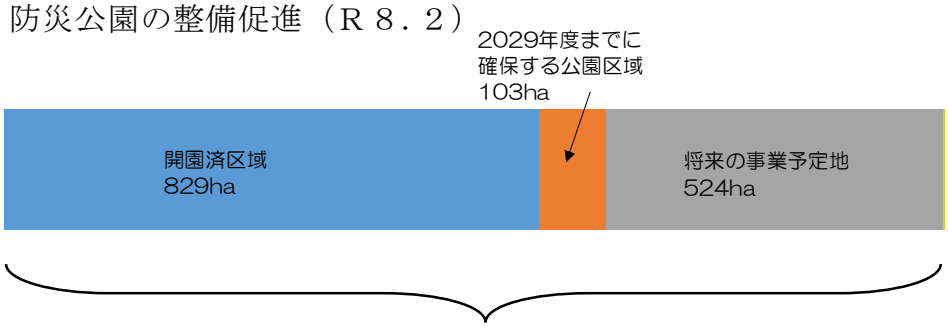
（１）公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
（２）「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
（３）公園整備の用地取得に係る国費率を３分の１から２分の１に引き上げること。

参　　考

（１）東京都の防災公園整備（Ｒ８．２）



（２）防災公園の整備促進（Ｒ８．２）



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園　　1,456ha

（３）用地取得費に対する現在の国費率

区　分		国費率	根拠法令
公園整備		１／３	都市公園法施行令第 31 条
参考	道路・街路整備	１／２	道路法第 56 条
	河川整備	１／２	河川法第 60 条第２項

※　１／２とすることを要求

３　国立公園の活用

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
（２）国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

＜現状・課題＞

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 2,693 千人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

国は国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「国立公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国８か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、８公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった上、事業の進捗も極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

また、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものといえず、必ずしも継続的な支援がなされているとはいえない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内へのアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が

行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際､国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

（２）国立公園の事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

４　クビアカツヤカミキリの防除の推進

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

クビアカツヤカミキリ被害の早期終息に向け、国が主導して効果的な防除技術の研究・開発・普及を加速すること。また、国において広域防除実施体制を構築し、自治体等が継続的かつ確実に防除できる支援を実施すること。

＜現状・課題＞

クビアカツヤカミキリ被害の拡大は速く、都内でも令和８年 10 月６日現在 26 自治体にクビアカツヤカミキリの被害が拡大しており、全国的にも被害が拡大してきている。抜本的かつ効果的な防除方法の研究・開発について、一層スピードを上げて進めることが必要である。

また、強い繁殖力や広範囲への飛散というクビアカツヤカミキリの特徴を踏まえると、都府県域を越えた防除を実施することが重要であり、国は、2030 年度を目途に被害地域の縮小への道筋をつけるとして、第２回クビアカツヤカミキリ対策本部（令和８年９月 11 日）において「クビアカツヤカミキリ防除戦略」（以下「防除戦略」という。）を決定した。都においては、国の防除戦略を踏まえ、年度内に防除計画の策定を予定しているが、防除戦略には、国と関係都府県との具体的な連携体制については言及がなく、国主導での一層の広域防除実施体制の構築が必要である。

さらに、都ではこれまでも防除の手引きの作成、自治体や施設管理者に対する早期の防除方法等の周知、防除に取り組む自治体への財政支援等、防除に向けた対策を講じているが、単独自治体での対策には限界がある。環境省令和９年度概算要求額は、被害発生地域の各都府県における対策予算の計上額を踏まえると不十分であり、クビアカツヤカミキリ対策に対象を絞った十分かつ継続的な予算を確保し、被害発生地域での対策に集中的かつ広域的に投下していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国において、普及性が高くより効果的な防除方法の研究・開発を更に加速し、その成果について速やかに普及させること。

（２）クビアカツヤカミキリは、繁殖力が強い上、広範囲に飛散し、都府県単位での対策には限界があることから、防除戦略の目標である 2030 年度を目途に被害地域の縮小へ道筋をつけるために、被害発生地域においては、国において調査及び防除を実施すること。

また、ＧＩＳデータの活用等による被害発生箇所や防除履歴の一覧化など、都域を越えた被害情報共有データベースの構築を実用化させるとともに、国から都府県及び区市町村への速やかな調査・防除状況の共有を含め、国が主

導的に早期発見・早期防除に向けた対策を講じ、都域を越えた広域防除実施体制を速やかに構築すること。

（３）クビアカツヤカミキリ対策に特化した予算を十分確保し、早期発見・早期防除に対し集中的かつ広域的な対策を進めること。また、防除を実施する地方公共団体等への財政支援策を拡充するとともに、計画的・継続的な防除を実施できるよう、クビアカツヤカミキリ被害が終息するまで支援を継続すること。

５　有機フッ素化合物対策の推進

（提案要求先　農林水産省・環境省・防衛省）
（都所管局　環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局）

（１）有機フッ素化合物（以下「ＰＦＯＳ等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。

（２）健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。

（３）「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和８年６月更新）」について、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。

（５）ＰＦＯＳ等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。

（６）現在も使用されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。

　また、国の施設においてもＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の交換を速やかに進めること。

（７）横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

＜現状・課題＞

ＰＦＯＳ等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境中について指針値を設定し、指針値を超過した場合の対応を参考情報として「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和８年６月更新）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はＰＦＯＳ等に関する専門家会議等を新たに設置する等、ＰＦＯＳ等に係る総合的な対応について検討を進め、令和５年７月に「ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集（令和６年８月更新）」（以下「Ｑ＆Ａ集」という。）及び「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではＰＦＯＳ等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Ｑ＆Ａ集において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが人の健康に及ぼす影響及び環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和６年６月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の食品健康影響評価書」では、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの耐容一日摂取量（ＴＤＩ）を設定し、今回設定したＴＤＩを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされている。しかし、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたものの、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としているほか、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壌に浸透したＰＦＯＳ等に関しては、国が令和５年７月に土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壌で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壌調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

なお、国は、令和７年８月に国内流通する農畜水産物 14 品目に含まれるＰＦＡＳの含有実態調査の結果を公表したが、実態把握は依然不十分である。

国は、今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤

について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、ＰＦＯＳ等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。

また、駐車場に設置した泡消火設備においては、ＰＦＡＳを含有する水成膜泡消火薬剤が広く用いられてきたが、令和８年３月に消防法令が改正され、大幅な改修を必要とせず、ＰＦＡＳ非含有の他の種別の泡消火薬剤への交換が可能となった。しかし、消防法令の改正や泡消火薬剤を転換する必要性等について、設置者の認識が十分に醸成されていないことなどから、交換が進展していない状況が続いている。

横田基地においては、平成 22 年から平成 24 年までの間に３件のＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の漏出があったほか、令和５年１月にはＰＦＯＳ等を含む水の漏出があったことが確認されている。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報もあったことなどから、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等を評価・公表等することが求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）ＰＦＯＳ等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、ＰＦＯＳ等が人の健康に及ぼす影響及び土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。

（２）人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。

（３）手引きについては、都内のようにＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。

（５）地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。

（６）今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。また、国の施設においてＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の保有状況を速やかに把握するとともに交換を進めること。交換が完了するまではＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤漏出防止のた

めの管理、点検等適切な対応を行うこと。さらに、消防法令の改正により、大幅な改修を必要とせず、ＰＦＡＳ非含有の泡消火薬剤へ交換できることを受けて、交換促進を広く周知するとともに、ＰＦＡＳ非含有泡消火薬剤が十分に供給され、迅速に交換が進むようメーカー等に働きかけること。

（７）国の責任において、横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、ＰＦＯＳ等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。